

## Contents

新ケアラベルJIS L 0001の表示方法及び試験方法について…………… 1

### 新JIS特集号

## 新ケアラベルJIS L 0001の 表示方法及び試験方法について

一般社団法人 繊維評価技術協議会 参与 鷺見 繁樹



### はじめに

我が国の長年の懸案であったJIS L 0217（以下「現行JIS」という）：1995繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法に代わるISOと整合化した新表示記号体系のJIS L 0001（以下「新JIS」という）及び関連JISが、早ければ2014年10月下旬に公示される予定である。ここでは、新JIS及び関連JISの基本的な解釈について述べるが、新JISを使用するにあたり最も注意すべきことは、現行JISの記号から新JISの記号に単純にスライドできない点である。JIS L 0001の解説には、開発の経緯、検討した事項など詳しく記載されているので、本稿と重複する点は多々あるが、発行された後には是非とも運用の参考としていただきたい。

なお、実際の運用に向けては、（一社）日本アパレル・ファッション産業協会が中心となりアパレル、販売、生産、クリーニング、ケアラベル印刷関係などの約20団体による協議会が、表示記号の組み合わせガイドラインを作成している。新JISが発行された後に、協議会の会員向けに印刷物とデータベースシステムにより運用が始まる予定である。この二つを合わせて、基礎編と実用編となると考えている。

ただし、新JISの記号が使用できるのは、消費者庁が繊維製品品質表示規程の改正審議を開始し、その改正が告示された中に規定される“施行日”以降に販売する製品からである。したがって、しばらくの間は現在のJIS L 0217の記号体系を継続して使用することになる。

注：この原稿作成時は、まだ審議の最終段階であり規格は確定していない。日本工業標準調査会の消費生活専門委員会終了時点におけるJIS原案について述べる。

## 1. 新規格の基本的な考え方と表示責任

### 1.1 基本的な考え方

新JISは、基本的な考え方を含め全てにおいて現行JISとは異なる規格となっている。それは、“繊維製品のケア”という概念を前面に打ち出した点、及び“回復不可能な損傷を起こさない最も厳しい処理・操作に関する情報を提供する”が、序文に規定される点である。

“繊維製品のケア”とは、素材、加工、デザインなどのさらなる多様化に対応し、洗濯後も購入したときの状態により近く仕上げるための取扱い方法を表示することが必要であることを意味している。また、“最も厳しい処理・操作に関する情報”となることから、製品の取扱いに関する上限に当たる記号を表示することが必要となる。これにより、家庭における洗濯方法は、その記号の意味する洗い方、又はそれより弱い洗いができることを表し、何時もその記号の洗濯方法で洗うことを意味することではない。例えば、デニムのパンツなどは強い洗い方のコースで洗えるが、通常は洗濯機の標準コースで洗うことが多い。このような取扱いが、新しくできた記号番号140の記号の持つ意味と考える。

## 1.2 表示者の責任

序文の注記に“表示者は表示した記号に対してその記号を選定した理由又はデータを所持することが望ましい”と追加される。これは、表示に対する問い合わせ時には、その記号を選定したデータの提示を求められることがあることを意味する。この“記号を選定した理由又はデータ”とは、新JISの解説で“対象品に対して実際に試験を実施した結果のほか、素材の性質などに起因する表示者の経験及び考え方に基づく事象又は表示者が有する過去の不具合に関する実績などをいう。”としている。

このことは、例えば綿100%のシャツに、明確な根拠もなくドライクリーニングは寸法の問題が発生しないからという安易な考え方により、“家庭洗濯不可、石油系ドライクリーニングのみ可”の記号を表示すること、あるいは会社方針で試験することもなく全ての製品に“ドライクリーニング可”の記号のみを表示することなどを戒めている。もしこのような考え方や表示方針であったならば、その製品の持つ性能に応じた適切な取扱い表示（上限表示）をできるように方針転換が必要である。

## 1.3 適用範囲

現規格の適用範囲は、“家庭における洗濯”であったが、新規格では商業クリーニング（ドライクリーニング及びウエットクリーニング）が適用範囲に加わり、“繊維製品のケア”に関する方法がすべて規格化されることになる。

## 2. 記号について

国際化に対応する規格のため、漢字などが使用できなくなり、5個の基本記号と下線、ドット、×印の付加記号の組み合わせから構成される記号体系となる。

注：以下、表示記号を表す場合はJIS L 0001の表示記号番号（ISOにはない）に基づき、記号番号〇〇〇とする〔ケアラベル現行JIS・新JIS（原案）対比表参照〕。

### 2.1 家庭洗濯記号

#### 2.1.1 洗濯記号

今までの縦型洗濯機を模した記号から現行JISの手洗い記号に似た桶の記号に代わる。このため、消費者に手洗いでなく洗濯機で洗える記号であることを周知する必要がある。

1) **洗濯機洗い** パルセータ式洗濯機の試験方法（C法）は、40℃以下のみが規定される。50℃以上は、横ドラム式洗濯機（A法）で試験することになる。体系的には今までより強い洗いの記号（記号番号140など）ができたことになる。

2) **手洗いの記号** 試験方法には洗濯機を使用する模擬手洗い試験方法を規定しているが、あくまで手洗いであり、家庭での洗濯機による洗濯は想定されていない。新規格は、液温の規定が30℃から40℃に変更になるため染色堅ろう度には注意が必要である。

3) **洗濯できない記号** この記号番号100は、“家庭では洗濯ができない”との意味であり、水洗い禁止ではない。このため、家庭洗濯ができない記号だけではウエットクリーニングができるかできないかが不明であり、完全には“水を使用した洗い禁止”を意味してはいない。

#### 2.1.2 漂白記号

漂白記号は、塩素系漂白剤のみから酸素系漂白剤も含む規定になるため、色物に対する酸素系漂白剤の使用の可否を考える必要がある。反応染料や分散染料などには酸素系漂白剤を使用してもほとんど問題ないと言われていることから、酸素系漂白剤による漂白ができる記号（記号番号210）を使用することを推奨する。ただし、含金染料（長時間漬け置きなどの際）、硫化染料、草木染用天然系染料など、一部には問題がある染料もあるため、使用の可否を試験などにより必ずチェックする必要がある。

#### 2.1.3 タンブル乾燥記号

家庭用タンブル乾燥の記号が新しく規定される。この記号は、商業クリーニングのタンブル乾燥は含まない。現在では、多くの人がコインランドリーでタンブル乾燥を行っていることや家庭用横ドラム式洗濯機の普及によるタンブル乾燥が増えていることから、タンブル乾燥記号は必要な記号となった。現状、多くの繊維製品に“タンブル乾燥はお避け下さい”などの用語が付記されており、中にはタンブル乾燥で寸法変化しない製品にも表記しているものがある。このような場合には、洗濯の実情及び上限表示の考え方から外れることになる。多くの製品がタンブル乾燥されている現状から、今後タンブル乾燥可能の表示が増えることを望む。

#### 2.1.4 ドライクリーニングの記号

新JISでは、パークロロエチレンを意味する“Ⓟ”と石油系溶剤を意味する“Ⓢ”の記号になり、それぞれに弱い洗いを意味する記号が追加され、各々二つの記号になることから試験方法をよく考慮し記号を選択する必要がある。なお、記号の“Ⓢ”には、ISO3758：1991制定時に使用されていたフッ素系溶剤（現在は使用禁止）を表す“F”が引き継がれている。

#### 2.1.5 ウエットクリーニングの記号

ウエットクリーニング（以下主に「ウエット」と略す）は、ドライクリーニング（以下主に「ドライ」と略す）で使用する有機溶剤の使用量を減少させるため、その代替方法としてISO3758：2005で“業者による特殊な技術を用いた水洗い及び仕上げ方法”と定義し、その記号として“Ⓜ”の4種類を規定したが、使用は“任意である（Use of the wet cleaning symbol shall be optional.）”としていた。改正されたISO3758：2012では、この“任意である”が削除され、表示すべき記号となった。しかし、今も海外でウエットの記号の使用はほとんどないのが実情である。

新JISでは、ISO3758：2012の規定に沿って義務規定となり“Ⓜ”のいずれかを表示することになる（省略方法3.1、3.3参照）。

### 3. 記号の表示方法

新JISは、“7個の記号を表示する”ことを基本とする。並べ方は、洗濯、漂白、タンブル乾燥、自然乾燥、アイロン仕上げ、ドライ及びウエットの順とする。

#### 3.1 記号の省略方法

新JISの省略方法は、“7個の記号のいずれかを省略した場合には、その記号のいずれもできると解釈するのがよい”による。これについては新JIS本文4.4の中に注記として規定される。参考として次にその内容を転記する。

**注記1**：洗濯ができるいずれかの記号（記号番号100以外）を表示したときは、任意であるがタンブル乾燥処理記号（新JISの表3）のいずれか1個を表示することが望ましい。

**注記2**：洗濯ができない記号（記号番号100）を表示したときは、任意であるがドライクリーニング処理記号（新JISの表6）のいずれか1個かつウエットクリーニング処理記号（新JISの表7）のいずれか1個を表示することが望ましい。

#### 3.2 乾燥記号の表示方法

乾燥記号は、“タンブル乾燥ができる（記号番号320、310）としたときには自然乾燥はすべてできると解釈し、自然乾燥記号は省略できる”となり、“タンブル乾燥できない（記号番号300）としたときには自然乾燥記号のいずれかを表示するのがよい”となる。これは、自然乾燥記号のみであると一般消費者には、“タンブル乾燥ができるのか、できないのか”の判断が困難であるとの解釈による。

#### 3.3 ウエットクリーニングの表示方法

一般的に“ランドリー”という言葉が商業クリーニングで多く使用されているが、その定義を調査したところ“ランドリーの定義は確立されているとはいいがたい”という結果であった。今回の新JISでは、ウエットは“業者による特殊な技術を用いた水洗いと仕上げ”、ランドリーは“業者の判断により行う水洗いと仕上げ”と定義されたことから、“ランドリーは新JISの適用範囲外である”となる。

**1) 家庭洗濯とウエットの関係と表示方法** ISOでは、Ⓜの4個の記号のいずれかを表示することになっているが、新JISでは、日本独自の規定として次の表示方法ができることになる。

- ①家庭洗濯ができる記号（記号番号100以外）がある場合には、ウエットの記号“Ⓜ”を省略しても、業者はその記号により洗いは判断できるとし、省略できると解釈する。
- ②家庭洗濯できない記号（記号番号100）を表示した場合には、ウエットの記号“Ⓜ”のいずれかを表示することが望ましい。

**2) ドライとウエットの表示方法** 消費者に対しドライの記号を表示しただけではウエットについてできるのかわからないかを理解するのが困難である（また逆の表示方法でも同じ）と考えられるため、3.1注記2の表示方法が推奨される。これは、ドライとウエットは、“有機溶剤”と“水”という性質の大きく異なった溶剤を使用するため、洗いの方法を間違えるとトラブルのもとになることが多いためである。

#### 3.4 消滅する文字・記号の表示方法

現行JISの“中性”、“当て布の記号”及び“絞り弱くの記号”は記号としては使用できなくなるため、付記用語での対応となる。これらの他にも付記用語がある場合には、これらできるだけ付記用語の最初の位置に記述した方が消費者に判り易いのではないかと意見がある。

## 4. 新家庭洗濯試験方法（L 1930）について

現行JISの試験方法の部分を別規格とし、JIS L1930繊維製品の家庭洗濯試験方法（対応国際規格ISO6330：2012）として制定される。パルセータ式洗濯機による試験方法は、C法（A法と相関有り）として規定される。

**1) 試験方法を規定する前提の考え方の変更** 現行JISの試験方法は、水流、温度、浴比を変化させる試験方法であるが、新JISは、被洗物量、浴比、水流及び温度を一定にして洗濯時間を変化させ、洗濯機間の“被洗物に与える洗濯機械作用力（以下洗濯機械力という）”測定試験布（MA布、ポッカドットなど）を使用し洗濯機械力を合わせる方法になる。これは、次の理由による。

- － 世界で同じ洗濯記号を使用するため、欧州を中心に使用されている横ドラム式とアジア地区で多く使用されているパルセータ式の異なるタイプの洗濯機においても洗濯機械力がほぼ同じになるようにする必要があること
- － 日本におけるパルセータ式洗濯機の仕様が短い期間で変更になることに対応する必要があること

洗濯機の設定方法が変更になるため、ISO規格改正検討時にパルセータ式による洗濯試験方法（C法）の提案のために行った試験方法とデータの一部が付属書JAに記載される。今後洗濯機械力を合わせる試験を行う時の参考にするとうい。

**2) アジテータ式との整合について** アメリカで多く使用されている洗濯機（アジテータ式）のためのB法とは対応がとられていないため、アメリカの表示記号とは別対応が必要である。

## 5. 商業クリーニングの試験と判定方法

現行JISには規定されていない実用機による商業クリーニングの試験方法をISO1931-1からISO1931-4の4規格を基に作成することになった。

## 5.1 JIS L 1931-1 評価方法

JIS L1931-1（対応国際規格ISO3175-1：2010）は、適用範囲に石油系ドライクリーニング及びウエットクリーニングが追加され、判定に必要な試験方法も追加規定される。

## 5.2 JIS L 1931-2 パークロロエチレンによる試験方法

JIS L1931-2（対応国際規格ISO3175-2：2010）に使用されている溶剤のパークロロエチレンは、有害物質として規制されているため、工程中に外部に溶剤が揮発しないよう密閉した機械を使用して処理が行われている。

### 1) 一般的な試料<sup>1)</sup>のための試験方法（P1法）

溶剤の中に洗剤と水（被洗物質量の2%）を混合して添加し、洗い15分すぎ5分とした試験方法である。溶剤に水を加えるのは、溶剤が水溶性汚れに対する除去効果が低いのを補完するための方法である。しかし、日本のクリーニング業界では水を加えず、前処理で水性汚れを除去したり、“汗抜き”などと呼ばれる水洗い（今のクリーニング業界ではこれをウエットクリーニングとすることが多い）を行い、水溶性汚れを除去する方法が行われている。ただし、2%の水の添加があっても、スーツなどに使用される毛織物生地は、4回繰り返し試験の結果で水の影響による生地の変化はほとんど見られなかった。この結果は、一般に水分の影響を受け易いとされている素材の中にも、“P”の記号をつけることが可能なものがあることを示すデータである。

### 2) 繊細な試料<sup>1)</sup>のための試験方法（P2法）

一般的に行われているクリーニング業界の処理に近い試験方法（水の追加無し）である。

### 3) 非常に繊細な試料<sup>1)</sup>のための試験方法（P3法）

カシミアなどの非常に繊細な試料のための試験方法としてISO規格のままJISに規定されるが、対応する表示記号がISOにも新JISにも規定されていないため、この試験方法を使用しても業者にクリーニング方法を知らせる方法は、今のところ無い。

注1)：対応ISO規格には各種の素材に対する推奨試験方法が記載されているが、JIS L1931-1及び-2では解説に移行している。

## 5.3 JIS L 1931-3 石油系溶剤による試験方法<sup>1)</sup>

JIS L1931-3（対応国際規格ISO3175-3：2003）石油系の試験方法の考え方は、パークロロエチレンの試験方法と同じである。現在のクリーニング業界への大気汚染防止規制あるいは引火する危険性に関する消防法の規制を考慮し、一体型の装置による試験方法のみが規定される。これらの規制を考慮すると“自然乾燥してください”あるいは“タンブル乾燥禁止”などの付記用語は推奨できない。今後、乾燥まで取り出せない装置への切り替えがゆっくり進むことが考えられている。そのため、表示者及びクリーニング

業者は、ドライによるタンブル乾燥の温度と回転によるダメージを受けやすく、現状では水洗いできないとされている素材や製品の洗い方を開発する必要がある。

## 5.4 JIS L 1931-4 ウエットクリーニング試験方法

JIS L 1931-4（対応国際規格ISO3175-4：2003）は、日本のクリーニング業者の多くが行っている非常に弱い洗い方を考慮したウエットの試験方法が規定される。現在、この規格案をISOに提案し、改正の審議が始まっている。

1) 基本的な考え方 “特殊な技術を用いた業者による繊維製品の水洗い処理。”と定義しているように、家庭では洗濯や仕上げが困難な製品をプロの技術と設備を用いた仕上げ処理を行えば、購入したときの状態に近い状態に仕上がるとの考え方である。今まで家庭洗濯とドライを共に“できない”としていた製品の一部にはウエットクリーニングによって洗濯が可能になる。

また、親油性の素材を使用した繊維製品（ポリウレタン樹脂加工品など）などは、家庭洗濯や仕上げが困難で、ドライでは損傷や際付きなどの問題が多く水洗いの方が良いとされていることから、今後この記号“W”記号の使用が望まれる。

2) 試験方法 W2法はほぼ変更なしであるが、W1法を家庭洗濯の4M法と同じに、W3法は汗抜きなどと呼ばれる非常に弱い洗いに対応する試験方法として規定される。

3) 問題点 前述したように“家庭洗濯を不可にしたときにはウエットのいずれかの記号を表示することが望ましい”となっており、ウエットの記号を使用することになるが、ウエットクリーニング処理においては仕上げ方法の程度によって寸法や外観に大きな影響がある。そのため、事前試験の仕上げの程度及びその評価の程度が適切になるように試験の態勢を至急整える必要がある。



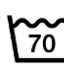
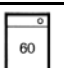



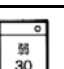


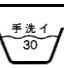




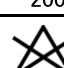
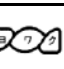
また、“W”記号の付いた製品を消費者から依頼を受けたクリーニング店は、事前試験した処理条件がどの程度であったかわからないという問題点がある。これらの問題点を解消するため表示者、試験機関、クリーニング業界などは、ウエットクリーニングのための試験体制及び情報伝達方法を整えるため早急に協議を始める必要がある。

## おわりに

新JISは、基本的な考え方が現行JISと大きく変わることで及び記号の種類と数が増えることから、単純に置き換えできない体系ではない。消費者を含め、繊維にかかわる全ての人が新しい記号体系を理解する必要がある。特にTESの資格を持った皆様ほか関係各位には、新ケアラベルの体系について深くご理解をして頂き、このケアラベル変更の実務の先頭に立っていただくことを強く願っている。

## ケアラベル現行JIS・新JIS(原案)対比表

- ☆ ケアラベル新JISは、現行JISから単純に記号の置き換えはできません。
- ☆ 表示にあたり試験方法が従来と大きく変わりますので、関連試験方法JISの詳細をよくご確認ください。
- ☆ 表内の記号の上段の3桁の数字は、JIS L 0217及びJIS L 0001に規定の記号番号です。

現 行 (JIS L 0217)		新 規 格 (JIS L 0001) 原 案	
<b>1. 洗い方(水洗い)の記号</b>		<b>1. 洗濯処理の記号</b>	
101	101:液温は95℃を限度とし、洗濯ができる	190	190:液温は、95℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
			
(該当なし)		170	170:液温は、70℃を限度とし、洗濯機で通常の洗濯処理ができる。
			
102	102:液温は60℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる	160	160:60℃を限度とし、通常の洗濯処理 161:60℃を限度とし、弱い洗濯処理 (注:60℃から30℃までは表現を一部省略)
			
(該当なし)		150	150:50℃を限度とし、通常の洗濯処理 151:50℃を限度とし、弱い洗濯処理
			
103	103:液温は40℃を限度とし、洗濯機による洗濯ができる 104:液温は40℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい	140	140:40℃を限度、通常の洗濯処理 141:40℃を限度、弱い洗濯処理 142:40℃を限度、非常に弱い洗濯処理
		104	
			
105	105:液温は30℃を限度とし、洗濯機の弱水流又は弱い手洗いがよい	130	130:30℃を限度、通常の洗濯処理 131:30℃を限度、弱い洗濯処理 132:30℃を限度、非常に弱い洗濯処理
			
			
106	106:液温は30℃を限度とし、弱い手洗いがよい洗濯機は使用できない	110	110:液温は、40℃を限度とし、手洗いによる洗濯処理ができる。
			
107	107:家庭で水洗いは出来ない	100	100:洗濯処理はできない。
			
<b>2. 塩素漂白の可否の記号</b>		<b>2. 漂白処理の記号</b>	
201	201:塩素系漂白剤による漂白ができる	220	220:塩素系及び酸素系漂白剤による漂白処理ができる。 210:酸素系漂白剤による漂白処理ができるが、塩素系漂白剤による漂白処理はできない。
		210	
202	202:塩素系漂白剤による漂白はできない	200	200:漂白処理はできない。
			
<b>3. 絞り方の記号</b>		<b>3. 絞り方の記号</b>	
501	501:手絞りの場合は弱く、遠心脱水の場合は短時間で絞るのがよい 502:絞ってはいけない	(該当なし)	
			

現 行 (JIS L 0217)			
4. 干し方の記号			
(タンブル乾燥)			
(該当なし)			
(干し方)			
601	602	601: 吊干しがよい 602: 日陰の吊干しがよい	
603	604	603: 平干しがよい 604: 日陰の平干しがよい	
5. アイロンの掛け方の記号			
301	302	303	301: 210℃を限度とし、高い温度(180℃~210℃まで)で掛けるのがよい 302: 160℃を限度とし、中程度の温度(140℃~160℃まで)で掛けるのがよい 303: 120℃を限度とし、低い温度(80℃~120℃まで)で掛けるのがよい
304	304: アイロン掛けはできない		
6. ドライクリーニングの記号			
(ドライクリーニング)			
401	401: ドライクリーニングができる。溶剤は、パークロロエチレンまたは石油系の物を使用する		
402	402: ドライクリーニングができる。溶剤は、石油系の物を使用する		
403	403: ドライクリーニングはできない		
(ウエットクリーニング)			
(該当なし)			

新 規 格 (JIS L 0001) 原案				
4. 乾燥処理の記号				
(タンブル乾燥処理) *家庭でのタンブル乾燥のみの記号				
320	310	300	320: タンブル乾燥が可能、高温乾燥: 排気温度の上限は最高80℃ 310: タンブル乾燥が可能、低温乾燥: 排気温度の上限は最高60℃ 300: タンブル乾燥禁止	
(自然乾燥処理)				
440	445	430	435	440: 脱水後、つり干し乾燥がよい 445: 脱水後、日陰での吊干し 430: 濡れ吊干し乾燥がよい 435: 日陰での濡れ吊干し乾燥がよい
420	425	410	415	420: 脱水後、平干し乾燥がよい 425: 脱水後、日陰の平干し乾燥がよい 410: 濡れ平干し乾燥がよい 415: 日陰の濡れ平干し乾燥がよい
5. アイロン仕上げ処理の記号				
530	520	510	アイロン仕上げ処理ができる。 530: 底面温度200℃を限度 520: 底面温度150℃を限度 510: 底面温度110℃を限度として スチームなしでアイロン仕上げ	
500	500: アイロン仕上げ処理はできない。			
6. 商業クリーニング処理の記号				
(ドライクリーニング処理の記号)				
620	621	パークロロエチレン及び記号(F)の欄に規定の溶剤でのドライクリーニング処理ができる。 620: 通常の処理 621: 弱い処理		
610	611	石油系溶剤(蒸留温度150℃~210℃, 引火点38℃~)でのドライクリーニング処理ができる。 610: 通常の処理 611: 弱い処理		
600	600: ドライクリーニング処理はできない。			
(ウエットクリーニング処理の記号)				
710	711	712	ウエットクリーニング処理ができる。 710: 通常の処理 711: 弱い処理 712: 非常に弱い処理	
700	700: ウエットクリーニング処理はできない。			